

トルコにおける会社設立

1. 会社設立概要

2003年施行の新外国投資法により、外資企業は一部特殊業種を除き、原則として内資企業と同様の規制下に置かれ、事前に投資許可を得ることが不要となった。また2012年7月1日に施行された新トルコ共和国商法では一人会社の設立が認められ、より一層投資環境の整備が進められている。

2. 事業運営形態

トルコで事業を実施する場合の一般的な法的事業形態について、新商法では下記の三つが規定されている。

株式会社 Anonim Şirket	トルコ国内で商業活動を行う際の一般的な形態。日本での株式会社と基本概念は同様であり、株主は出資額を上限として責任を負う。一部の業種（銀行業、保険業、持株会社等）は株式会社のみに認められる。
有限会社 Limited Şirketi	出資者が経営を執行する人的事業形態と言え、多くの点で株式会社と類似する。株式会社に比して小規模な事業が想定され、在トルコ日系企業の多くは有限会社を利用している。
支店 Şube	株式会社、有限会社と同様にトルコ国内で商業活動を行うことができる。支店は、その活動が親会社の事業範囲に限られる点、課税所得の範囲がトルコ国内源泉所得に限られる点等の特徴を有する。

3. 事業運営形態選定における一般留意事項

トルコにおいて事業を行う場合、一般に株式会社或は有限会社が用いられるが、当該2つの事業体には事業運営上留意すべくいくつかの差異が存在する。以下主要な差異について解説する。

3.1 資金調達

株式会社は一般に資本市場からの資金調達を想定しているため株式公開が可能であるが、有限会社は不特定多数の出資者からの資金調達は想定していないため、株式公開ができず、出資者は上限50名と限定されている。増資を行う際、株式会社は授権資本制度の採用により授権資本枠内で取締役会決議による意思決定が可能であるが、有限会社は出資者である社員総会の承認を得る必要がある。この

点、増資意思決定の即時性という観点では株式会社が優れていると言える。なお、直接金融の一手段である社債について、有限会社はその発行が認められていない。

3.2 最低資本金

最低資本金は一部業種を除き、授權資本制度を採用する株式会社は TRY500,000、それ以外の株式会社は TRY250,000、有限会社は TRY50,000 とされている。一般に外資、内資ともに最低資本金の扱いに違いは無いが、外国人労働者を採用する場合は、その就労許可の取得に資本金額要件が別途設定されている。

3.3 間接有限責任

株式会社、有限会社ともに出資者の責任範囲は原則として間接有限責任のもと出資額（あるいは出資すべき額）が上限とされているが、有限会社は租税債務等の公的債務に関して、出資者が無限責任を負う。なお、外国に本社を置くトルコ国内の支店は当該外国本店が無限責任を負う。

3.4 弁護士顧問契約

株式会社は資本金が TRY250,000 を以上である場合、弁護士と顧問契約を結ぶ必要があるが、有限会社においてはこのような弁護士顧問契約義務は生じない。

3.5 会計監査

上場企業等特別に法定監査を要求される場合以外においても、事業形態に関わらず、過去 2 年において以下の要件のうち 2 つ以上を満たす会社は法定監査の対象となる（なお、以下の要件は 2018 年 5 月に公表）。

- ・ 総資産が TRY75 百万以上の会社
- ・ 売上が TRY150 百万以上の会社
- ・ 従業員数が 150 人以上の会社

3.6 株式（持分）譲渡

株式会社では、原則として株式保有者の意思により株式譲渡が可能である。一方で、有限会社は原則として社員総会特別決議が必要になり、また有限会社は持分を譲渡するに当たりその契約書の公証手続き等が求められ手数を要する。

3.7 株式（持分）譲渡益課税

長期投資に対する譲渡益の一部免税規定は株式会社、有限会社で共通であるが、株式会社はトルコ国外の会社への一定以上の期間および割合の投資を行っている場合、税法上の国際持株会社とされ、当該投資の譲渡より生じる益金全額に対して法人税が免除される規制を利用できる。

3.8 設立期間

いずれの形態も設立手続の流れは、およそ必要書類の準備、翻訳および公証等、申請、商業登記、税務当局への届出、活動開始となる。必要書類が準備できれば会社、支店および駐在員事務所、いずれの場合も通常 2 週間程度で完了する。

4. 駐在員事務所について

駐在員事務所の設置には、産業技術省の許認可を必要とし、許認可の都度、その期間が決定される。許認可の期間は、原則として 3 年であるが、更新する場合には、異なる期間（よ

り短い期間)が定められることが多い。営利活動を目的としないため、その活動資金は、すべて本国からの資金で賄われなければならない。余剰資金の本国への送金は、閉鎖時のみ可能である。なお、駐在員事務所の駐在員および職員は、個人所得税が免除される。

5. 形態比較

	株式会社	有限会社	支店	駐在員事務所
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> • Turkish Commercial Code • Capital Markets Law 	<ul style="list-style-type: none"> • Turkish Commercial Code 	<ul style="list-style-type: none"> • Turkish Commercial Code 	<ul style="list-style-type: none"> • Foreign Direct Investment Law
法的地位	営利法人	営利法人	外国法人の一部	外国法人の一部
課税所得	全世界所得	全世界所得	国内源泉所得	[原則] 課税対象外
出資者数	1名以上 50名以下	1名以上 50名以下	—	—
出資者国籍制限	無し	無し	無し	—
居住取締役	不要	不要	必要	—
最低資本金	TRY250,000	TRY50,000	事業規模に応じた出資金	—
必要機関	<ul style="list-style-type: none"> • 株主総会 • 取締役会 	<ul style="list-style-type: none"> • 社員総会 	<ul style="list-style-type: none"> • 支店長 	<ul style="list-style-type: none"> • 代表者
公的債務責任	出資額限度	無限責任	外国法人無限責任	外国法人無限責任
法人税率	25%	25%	25%	[原則] 課税対象外
株券発行	可	不可	—	—
持分譲渡	任意	特別決議	—	—
法定準備金積立義務	有り	有り	—	—

設立許認可機関	[原則] 無し	[原則] 無し	[原則] 無し	産業技術省
許認可期間	—	—	無し	[原則] 3年 (更新可: 注1)
商業登記	要	要	要	不要
活動制限	定款に記載の活動	定款に記載の活動	外国本店法人に準拠	商業活動不可
送金規制	無し	無し	無し	[原則] 送金不可

注1：更新回数が複数回の場合、許認可期間を3年未満に限定される、または更新が認められないケースがある。駐在員事務所ライセンスは地域統括拠点として運用している場合等活動内容に応じて、延長が可能となる。

本レポートは、SCS Global 国際会計事務所 (<https://scsinvictus.com/>) が日本貿易振興機構（ジェトロ）イスタンブル事務所のために作成したものです。本レポートは、一般的な情報の提供のみを目的として作成されたものであり、個別のケースについて正式な助言をするものではありません。本レポートの情報のみに依拠された場合は、ジェトロ、同会計事務所ともに責任を負いかねますのでご了承ください。